

電子申請のご案内

手続名：有料・無料職業紹介事業者の事業報告書の提出

本手続の電子申請につきましては、以下にご留意の上、提出して頂きますようお願ひいたします。

1 申請方法

- (1) 本手続は、画面に表示された操作の手順に従って提出を行ってください。詳しい操作方法等については、e-Gov 電子申請システムご利用の手順とご注意等をご覧ください。
- (2) 事業報告書の提出については、事業所ごとに別々に提出することとなっておりますので、電子申請で行う場合も同様に、職業紹介事業を行う事業所ごとに別々の電子申請として事業報告書を提出してください。
- (3) 本手続の報告書には電子署名を付与する必要がありますので、「3 電子署名について」をご覧の上、必要な電子署名を付与してください。
- (4) また、事業報告書には、以下の「4 添付書類等について」の提出条件に該当する場合に添付書類等が必要ですので、ご覧いただき、必要な添付書類等を、電子申請の際の「添付ファイル」（若しくは郵送）にて提出してください。
- (5) 本報告書の提出先は、宮崎労働局需給調整事業室です。
- (6) 事業報告書の送信後、報告書の内容等について審査を担当者が行いますが、電話等によりお問い合わせをすることがありますので、予めご承知おきください。また、e-Gov 電子申請システムのコメント一覧に、担当者からの連絡事項等を表示することがあります。その際は、e-Gov 電子申請システムより電子メールが送付されますので、内容をご確認ください。
- (7) 電話等によるお問い合わせだけでは、事業報告書の記載内容の事実確認ができないと担当者が判断した場合は、都道府県労働局等にご来所いただく場合がありますので、その場合は、ご協力くださいますようお願ひいたします。
- (8) また、報告書に不備がある等の理由により受理できない場合は、補正や修正指示を通知いたしますので、必要に応じて再提出を行ってください。

なお、審査が終了すると、e-Gov 電子申請システムより電子メールが送付されます。

2 報告書の入力について

- (1) 報告書の入力する文字について
 - イ 年月日など数字のみで記入するものは、半角で入力してください。
 - ロ 外字（1バイト文字：JISX0201、2バイト文字：JISX0208（漢字については、第1水準漢字、第2水準漢字）以外の文字）は使用しないでください。
- (2) 有料職業紹介を行う事業所ごとに入力することとし、事業所の数と同じ回数だけ電子申請を行ってください。
- (3) 報告対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとします。
- (4) また、社会保険労務士が事務代理、提出代行を行う場合は、事業主からの提出代行に関する許可書などを本報告書と併せて添付ファイルで提出してください。

3 電子署名について

本手続を電子申請により行おうとする場合は、次の表に従い、必要な電子署名を「有料職業紹介事業報告書」に付与してください。

必要な電子署名	必要条件	留意事項
事業主の電子署名	必須	事業主の法人形態を問わず、代表者の電子署名を付与してください。
社会保険労務士の電子署名	社会保険労務士が申請書の作成、事務代理又は提出代行を行う場合 必須	全国社会保険労務士会連合会が発行した電子証明書及び事業主からの提出代行に関する許可書などを申請と併せて添付ファイルで提出

なお、利用可能な電子署名を発行する民間認証局は、(PDF ファイル) より確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf

4 添付書類等について

本手続は以下の添付書類等が必要です。各提出条件に該当する場合は、当該添付書類等を「電子申請の場合の提出方法」により提出していただきますようお願いいたします。

	添付書類等の名称	提出条件	電子申請の場合の提出方法	留意事項
1	手数料管理簿	労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に係る第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合。	スキャナ取込等により添付ファイルとして申請書と共に送信するか、又は、コピーを郵送してください。	

(1) 添付ファイルとして送付できるのは、次の形式に限りますので、次の形式に変換してご送付ください。

- イ Word 形式 (拡張子 : doc)
- ロ 一太郎形式 (拡張子 : jtd)
- ハ Excel 形式 (拡張子 : xls)
- ニ PDF 形式 (拡張子 : pdf)
- ホ JPEG 形式 (拡張子 : jpg)

(2) 提出していただいた添付書類等のみでは、申請書の記載事項の事実確認ができないと担当者が判断した場合等には、追加で添付書類等の提出をお願いする場合がございますので、その際はご協力くださいますようお願いいたします。